

2018 年漁業センサス結果報告書

海面漁業調査(漁業経営体調査)

静岡県結果報告

令和 2 年 3 月

静岡県経営管理部ICT推進局
統計調査課

は じ め に

漁業センサスは、水産行政施策に必要な基礎資料を整備することを目的として行われる漁業に関する総合的な調査で、昭和 24 年から始まり今回で 14 回目となりました。

この報告書は、平成 30 年 11 月 1 日現在で実施した「2018 年漁業センサス」のうち、本県で実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）の分を取りまとめたものです。

今回の調査では、海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を 1～3 位まで把握するなど、内容の充実に努めました。

本書が、本県漁業の振興のために各方面において広く活用されれば幸いです。

この調査の実施に当たり多大な御協力をいただきました漁業関係者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

静岡県経営管理部 I C T 推進局統計調査課長

筑紫 利之

目 次

利用者のために	1
---------	---

【調査結果の概要】

海面漁業経営体調査

1 漁業経営体

(1) 漁業種類別経営体数	9
(2) 経営組織別経営体数	11
(3) 経営体階層別経営体数	11
(4) 漁獲物・収獲物の出荷先	14
(5) 漁獲物・収獲物の販売金額	14

2 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数	15
(2) 個人経営体の兼業状況	16
(3) 基幹的漁業従事者の性別、年齢別経営体数	16
(4) 自家漁業の後継者の有無別経営体数	17

3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数	18
(2) 自営・雇われ別漁業就業者数	19
(3) 新規就業者数	19
(4) 性別・年齢別漁業就業者数	20

4 漁船

(1) 漁業経営体数	23
(2) 漁業就業者数	23
(3) 動力漁船隻数	24

5 市町の状況

【統 計 表】

I 海面漁業経営体調査に関する統計

1 漁業経営体統計（経営体階層別統計）

(1) 漁業経営体の基本構成	28
(2) 経営組織別経営体数	29
(3) 販売額1位の経営体数	30
(4) 営んだ漁業種類別経営体数	34
(5) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	38
(6) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数	39
(7) 出荷先別経営体数	40

2 個人経営体統計（経営体階層別統計）

(1) 11月1日現在の海上作業従事者構成別経営体数	41
(2) 家族・雇用者別11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	42
(3) 自家漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	44
(4) 漁業のみの経営体数	46

(専業別・基幹的漁業従事者の年齢階層別統計)

- (1) 自家漁業に従事した世帯員数別経営体数 47
- (2) 漁獲販売金額別経営体数 48

3 海面養殖業経営体統計

(ぶり類養殖)

- (1) ぶり類養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 49

(まだい養殖)

- (1) まだい養殖を主とする経営体の 11 月 1 日現在の海上作業従事者数別経営体数 50
- (2) まだい養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 50

(ひらめ養殖)

- (1) ひらめ養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数、養殖施設及び養殖面積 . . . 51

(かき類養殖)

- (1) かき類養殖を主とする経営体の 11 月 1 日現在の海上作業従事者数別経営体数 52
- (2) かき養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 52

(わかめ類養殖)

- (1) わかめ類養殖を主とする経営体の 11 月 1 日現在の海上作業従事者数別経営体数 53
- (2) わかめ類養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び幹縄の長さ 53

(のり類養殖)

- (1) のり類養殖を主とする経営体の 11 月 1 日現在の海上作業従事者別経営体数 54
- (2) のり類養殖を営んだ経営体の採捕・養殖の組合せ別経営体数及び養殖面積 54

4 漁業就業者統計 (経営体階層別統計)

- (1) 個人経営体出身で自家漁業のみの海上作業従事日数別漁業就業者数 55

(自営・漁業雇われ区分 (漁業就業者) 別統計)

- (2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数 56

(年齢階層 (漁業就業者) 別統計)

- (3) 個人経営体出身で自家漁業のみの漁業層別漁業就業者数 56

5 漁業世帯員 (個人経営体出身) 統計 (経営体階層別統計)

- (1) 15 歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数 57

6 漁船に関する統計 (経営体階層別統計)

- (1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数 58

II 海面漁業経営体調査に関する市町別統計

1 漁業経営体統計

- (1) 漁業経営体の基本構成 62
- (2) 経営組織別経営体数 64
- (3) 経営体階層別経営体数 66
- (4) 主とする漁業種類別経営体数 74
- (5) 営んだ漁業種類別経営体数 82
- (6) 営んだ漁業種類別経営体数 (地方選定漁業種類別経営体数) 90
- (7) 11 月 1 日現在の海上作業従事者数別経営体数 92
- (8) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数 94
- (9) 出荷先別延べ経営体数 96

2 個人経営体統計

- (1) 自家漁業の専業別経営体数 98
- (2) 自家漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数 98

(3) 漁業のみの経営体数	99
(4) 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数	102
(5) 営んだ兼業種類別経営体数（漁家民宿・遊漁船業を行う経営体数及び宿泊者数）	104
(6) 自家漁業の後継者の有無別経営体数	106
3 漁業就業者統計	
(1) 自営・雇われ別漁業就業者数	108
(2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数	108
4 漁船に関する統計	
(1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	112

参 考

Ⅲ 海面漁業経営体調査に関する都道府県別統計

1 漁業経営体統計	
(1) 漁業経営体の基本構成	118
(2) 経営組織別経営体数	119
(3) 経営体階層別経営体数	120
(4) 主とする漁業種類別経営体数	124
(5) 営んだ漁業種類別経営体数	128
(6) 11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	132
(7) 漁獲物・収獲物の販売金額別経営体数	133
(8) 出荷先別延べ経営体数	134
2 個人経営体統計	
(1) 自家漁業の専兼業別経営体数	136
(2) 漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	136
(3) 漁業のみの経営体数	137
(4) 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数	138
(5) 営んだ兼業種類別経営体数（漁家民宿・遊漁船業を行う経営体数及び宿泊者数）	139
(6) 自家漁業の後継者の有無別経営体数	140
3 漁業就業者統計	
(1) 自営・雇われ別漁業就業者数	142
(2) 男女別・年齢階層別漁業就業者数	142
4 漁船に関する統計	
(1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	144

2018年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）調査票様式

利用者のために

【調査の概要】

調査の目的

2018 年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2018 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面接 調査も可能。)
	海面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員) 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計申 告を基本とし、面接調 査も可能。また、郵送 により配布し、回収を 郵送又は職員が行うこ とも可能。)
	内水面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
流通加工調 査	魚市場調査		調査員調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査又は オンライン調査

4 調査の対象（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査事項（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査の期日

平成30年(2018年)11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

【利用上の注意】

- 1 この報告書は、平成30年11月1日現在で実施した「2018年漁業センサス」のうち、海面漁業調査（漁業経営体調査）について、令和2年1月17日に国が公表した結果（確定値）に基づき、静岡県分を取りまとめたものである。

（なお、海面漁業調査（海面漁業地域調査）、内水面漁業調査及び流通加工調査の調査結果については農林水産省ホームページをご覧ください。）

- 2 各項目の数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合があり、比率は小数点以下第2位で四捨五入した。

また、構成比の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

- 3 本文中及び統計表中の記号・表示については以下のとおり

「－」：事実のないもの

「…」：事業不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- 4 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

【用語等の解説】
漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 （1）初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 （2）（1）に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。）。
漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

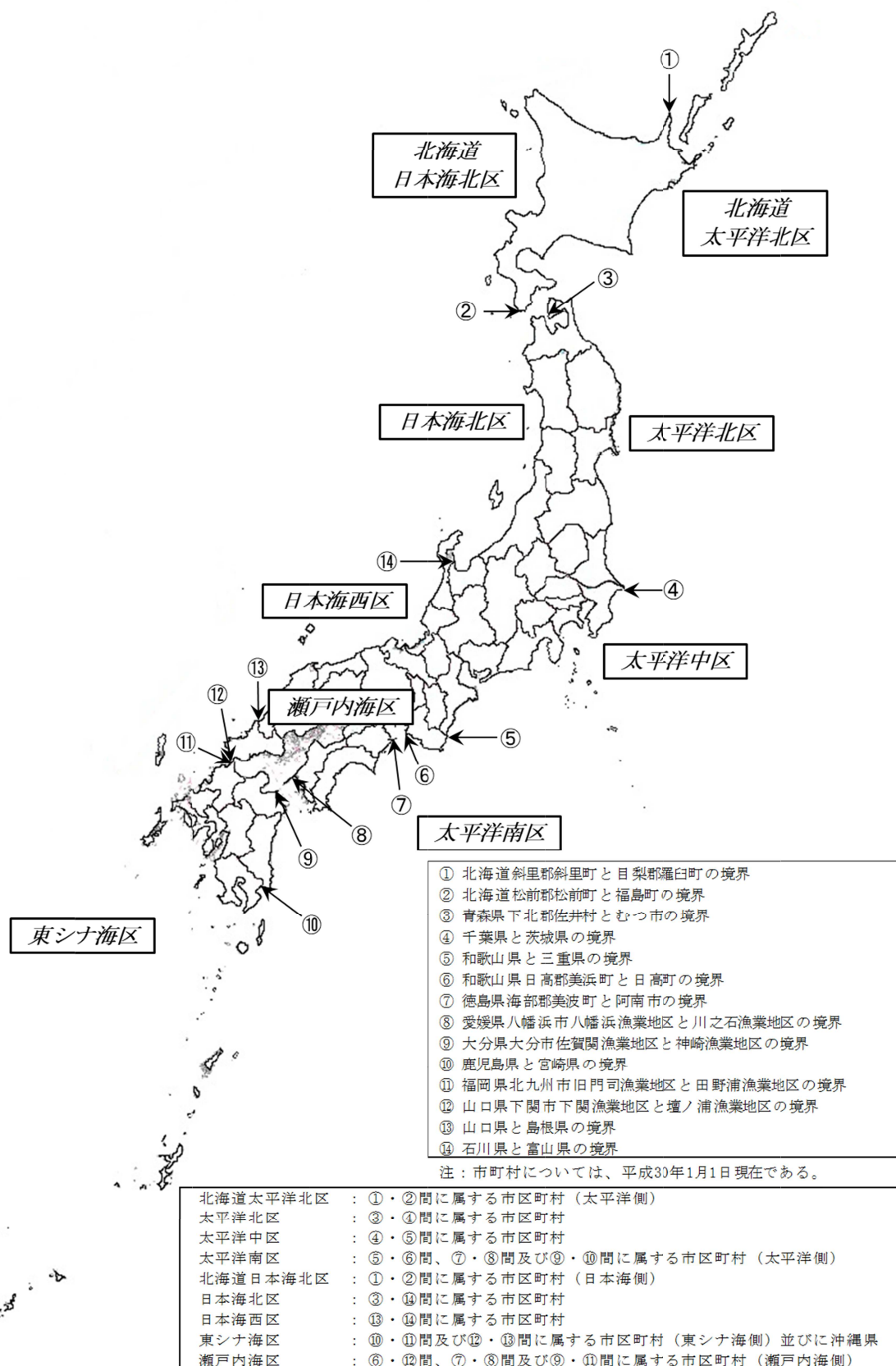
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類。具体的には66～69ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自家の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業従事世帯員	個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。
経営主	漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。

養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など各部門における責任者をいう（役職にはついていない役員も含む。）。
陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	前ページの「漁業従事役員」に同じ。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
海上作業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含む。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。

	(2) 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。 (3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 (4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含む。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。 (5) 養殖業では、次の作業をいう。 ア 海上養殖施設での養殖 ① 漁船を使用しての養殖施設までの往復 ② いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し ③ 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 イ 陸上養殖施設での養殖 ① 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 ② 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 ③ 池及び水槽の見回り ④ 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） ⑤ 収獲物の取り上げ作業
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。

農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	一世代個人経営及び二世世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
自家漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図（次ページ）のとおり。

大海区区分図



結果の概要

海面漁業経営体調査

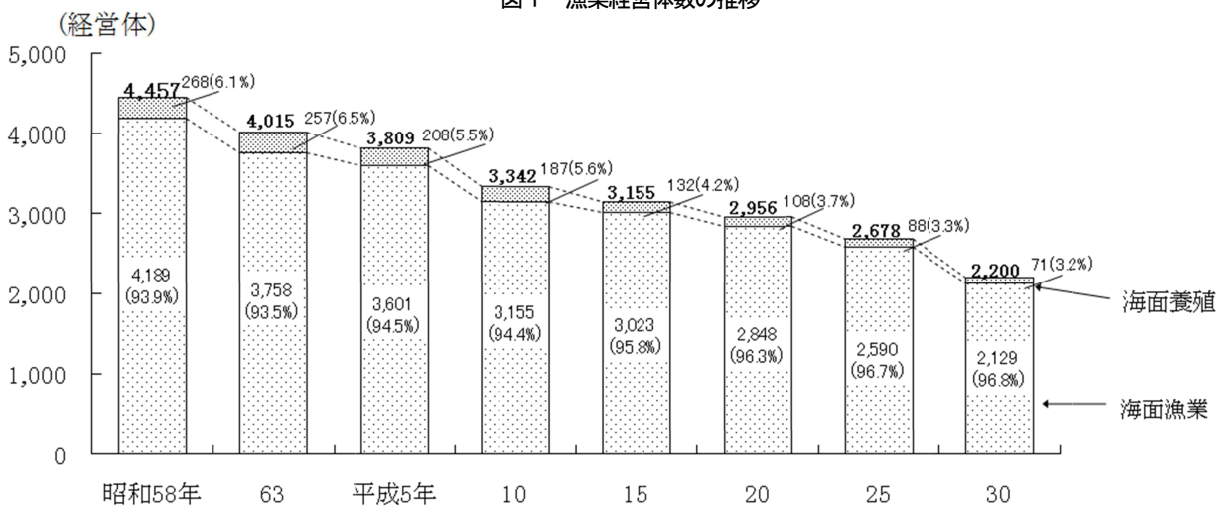
1 漁業経営体

平成 30 年 11 月 1 日現在における本県の海面漁業の漁業経営体数は 2,200 経営体で、前回(平成 25 年調査、以下同じ。)に比べ 478 経営体 (17.8%) 減少した。(図 1)

漁業経営体とは、過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るため、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし過去 1 年間に漁業の海上作業を 30 日以上行わなかった個人経営体は除く。

年	昭和 63 年	平成 5 年	10	15	20	25	30
対前回増減率 (%)	△9.9	△5.1	△12.3	△5.6	△6.3	△9.4	△17.8

図 1 漁業経営体数の推移

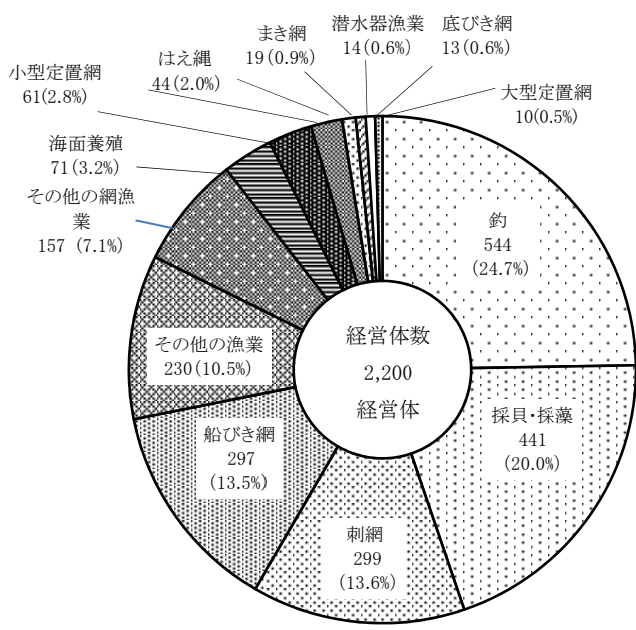


(1) 漁業種類別経営体数

主として営む漁業種類別に経営体数をみると、釣が 544 経営体 (全漁業経営体数に占める割合 24.7%) と最も多く、次いで、採貝・採藻 441 経営体 (同 20.0%)、刺網 299 経営体 (同 13.6%)、船びき網 297 経営体 (同 13.5%) の順となり、この 4 種で全体の 71.9% を占めている。

(図 2、第 1 表)

図 2 漁業種類別経営体数 (構成比)



第1表-1 販売金額1位の漁業種類別経営体数

漁業種類別	平成20年		25		30		対前回 (30/25)	
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
総数	2,956	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
底びき網	20	0.7	15	0.6	13	0.6	△ 2	△ 13.3
まき網	21	0.7	18	0.7	19	0.9	1	5.6
刺網	458	15.5	384	14.3	299	13.6	△ 85	△ 22.1
釣	780	26.4	744	27.8	544	24.7	△ 200	△ 26.9
はえ縄	62	2.1	43	1.6	44	2.0	1	2.3
船びき網	328	11.1	305	11.4	297	13.5	△ 8	△ 2.6
その他の網漁業	160	5.4	81	3.0	157	7.1	76	93.8
大型定置網	12	0.4	12	0.4	10	0.5	△ 2	△ 16.7
小型定置網	103	3.5	80	3.0	61	2.8	△ 19	△ 23.8
潜水器漁業	6	0.2	7	0.3	14	0.6	7	100.0
採貝・採藻	604	20.4	595	22.2	441	20.0	△ 154	△ 25.9
その他の漁業	294	9.9	306	11.4	230	10.5	△ 76	△ 24.8
計	108	3.7	88	3.3	71	3.2	△ 17	△ 19.3
海面養殖	ぶり（はまち）養殖	1	0.0	—	—	—	—	—
	まだい養殖	19	0.6	8	0.3	8	0.4	0
	ひらめ養殖	4	0.1	2	0.1	1	0.0	△ 1
	その他の魚類養殖	6	0.2	10	0.4	7	0.3	△ 3
	のり類養殖	33	1.1	28	1.0	25	1.1	△ 3
	かき類養殖	33	1.1	26	1.0	25	1.1	△ 1
	その他の貝類養殖	—	—	—	—	1	0.0	—
	わかめ類養殖	12	0.4	14	0.5	4	0.2	△ 10

第1表-2 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

漁業種類別		平成20年		25		30		対前回 (30/25)	
		経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
計 (実数)		2,956	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
底びき網		28	0.9	30	1.1	25	1.1	△ 5	△ 16.7
まき網		27	0.9	26	1.0	23	1.0	△ 3	△ 11.5
刺網		674	22.8	573	21.4	441	20.0	△ 132	△ 23.0
釣		1,513	51.2	1,410	52.7	967	44.0	△ 443	△ 31.4
はえ縄		104	3.5	88	3.3	71	3.2	△ 17	△ 19.3
船びき網		362	12.2	325	12.1	315	14.3	△ 10	△ 3.1
その他の網漁業		225	7.6	172	6.4	228	10.4	56	32.6
さんま棒受網		2	0.1	1	0.0	1	0.0	0	0.0
大型定置網		12	0.4	12	0.4	10	0.5	△ 2	△ 16.7
小型定置網		140	4.7	117	4.4	95	4.3	△ 22	△ 18.8
潜水器漁業		15	0.5	33	1.2	41	1.9	8	24.2
採貝・採藻		920	31.1	928	34.7	748	34.0	△ 180	△ 19.4
その他の漁業		459	15.5	475	17.7	361	16.4	△ 114	△ 24.0
海面養殖	計	189	6.4	178	6.6	142	6.5	△ 36.0	△ 20.2
	ぶり (はまち) 養殖	4	0.1	5	0.2	4	0.2	△ 1	△ 20.0
	まだい養殖	22	0.7	15	0.6	13	0.6	△ 2	△ 13.3
	ひらめ養殖	4	0.1	3	0.1	2	0.1	△ 1	△ 33.3
	その他の魚類養殖	21	0.7	15	0.6	14	0.6	△ 1	△ 6.7
	のり類養殖	57	1.9	55	2.1	54	2.5	△ 1	△ 1.8
	かき類養殖	34	1.2	30	1.1	26	1.2	△ 4	△ 13.3
	その他の貝類養殖	1	0.0	1	0.0	2	0.1	1	100.0
	くるまえび養殖	1	0.0	-	-	-	-	-	-
	その他の水産動物類養殖	1	0.0	-	-	-	-	-	-
	こんぶ類養殖	2	0.1	4	0.1	2	0.1	△ 2	△ 50.0
	わかめ類養殖	42	1.4	50	1.9	25	1.1	△ 25	△ 50.0

(2) 経営組織別経営体数

経営組織別に経営体数をみると、個人経営体は2,095 経営体（全漁業経営体数に占める割合 95.2%）で、前回に比べ463 経営体（18.1%）減少、団体経営体は105（同 4.8）で、前回に比べ15 経営体（12.5%）減少した。（第2表）

第2表 経営組織別経営体数

経営組織	平成20年		25		30		対前回 (30/25)	
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
総数	2,957	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
個人経営体	2,801	94.8	2,558	95.5	2,095	95.2	△ 463	△ 18.1
団体経営体	155	5.2	120	4.5	105	4.8	△ 15	△ 12.5
会社	75	2.5	77	2.9	75	3.4	△ 2	△ 2.6
漁業協同組合	6	0.2	5	0.2	4	0.2	△ 1	△ 20.0
漁業生産組合	4	0.1	4	0.1	4	0.2	0	0.0
共同経営	69	2.3	34	1.3	21	1.0	△ 13	△ 38.2
その他	1	0.0	-	-	1	0.0	1	-

注：共同経営とは二人以上(法人を含む。)が漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものであり、その経営に資本又は現物を出資をしているものをいう。その他とは、都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

(3) 経営体階層別経営体数

経営体階層別に経営体数をみると、沿岸漁業層及び中小漁業層は前回に比べ減少したが、大規模漁業層は増加した。（第3表）

経営体階層とは、漁業経営体が過去1年間に主として営んだ漁業種類及び過去1年間に使用した漁船のトン数により決定した区分である。

第3表 経営体階層別経営体数

区 分		平成20		25		30		対前回 (30/25)	
		経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
合 計		2,956	100.0	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
沿岸漁業層	計	2,625	88.8	2,386	89.1	1,922	87.4	△ 464	△ 19.4
	漁 船 非 使 用	319	10.8	265	9.9	228	10.4	△ 37	△ 14.0
	無 動 力 漁 船 の み	8	0.3	6	0.2	2	0.1	△ 4	△ 66.7
	船 外 機 付 漁 船	570	-	584	21.8	507	23.0	△ 77	△ 13.2
	動力漁船1トン未満	231	7.8	206	7.7	161	7.3	△ 45	△ 21.8
	動力漁船1～3トン未満	563	19.0	444	16.6	319	14.5	△ 125	△ 28.2
	動力漁船3～5トン未満	485	16.4	415	15.5	322	14.6	△ 93	△ 22.4
	動力漁船5～10トン未満	226	7.6	286	10.7	241	11.0	△ 45	△ 15.7
	定 置 網	115	3.9	92	3.4	71	3.2	△ 21	△ 22.8
中小漁業層	海 面 養 殖	108	3.7	92	3.4	71	3.2	△ 21	△ 22.8
	計	324	11.0	283	10.6	268	12.2	△ 15	△ 5.3
	動力漁船10～30トン未満	275	9.3	238	8.9	233	10.6	△ 5	△ 2.1
	動力漁船30～100トン未満	30	1.0	28	1.0	24	1.1	△ 4	△ 14.3
	動力漁船100～200トン未満	5	0.2	6	0.2	2	0.1	△ 4	△ 66.7
	動力漁船200～500トン未満	6	0.2	7	0.3	3	0.1	△ 4	△ 57.1
大規模漁業層	動力漁船500～1,000トン未満	8	0.3	4	0.1	6	0.3	2	50.0
	動力漁船1,000トン以上	7	0.2	9	0.3	10	0.5	1	11.1

ア 沿岸漁業層は1,922 経営体(全漁業経営体数に占める割合 87.4%)で、前回に比べ 464 経営体(19.4%) 減少した。

経営体階層別にみると、動力漁船を使用する階層では動力漁船 3～5 トン未満階層が 322 経営体(同 14.6%)で、前回に比べ 93 経営体(22.4%) 減少、1～3 トン未満階層が 319 経営体(同 14.5%)で、前回に比べ 125 経営体(28.2%) 減少した。(第3表、図3)

イ 中小漁業層は 268 経営体(同 12.2%)で、前回に比べ 15 経営体(5.3%) 減少した。

経営体階層別にみると、動力漁船 10～30 トン階層が 233 経営体(同 10.6%)で、前回に比べ 5 経営体(2.1%) 減少、30～100 トン階層が 24 経営体(同 1.1%)で、前回に比べ 4 経営体(14.3%) 減少した。(第3表、図4)

ウ 大規模漁業層は 10 経営体(同 0.5%)で、前回に比べ 1 経営体(11.1%) 増加した。

図3 沿岸漁業層経営体数の推移

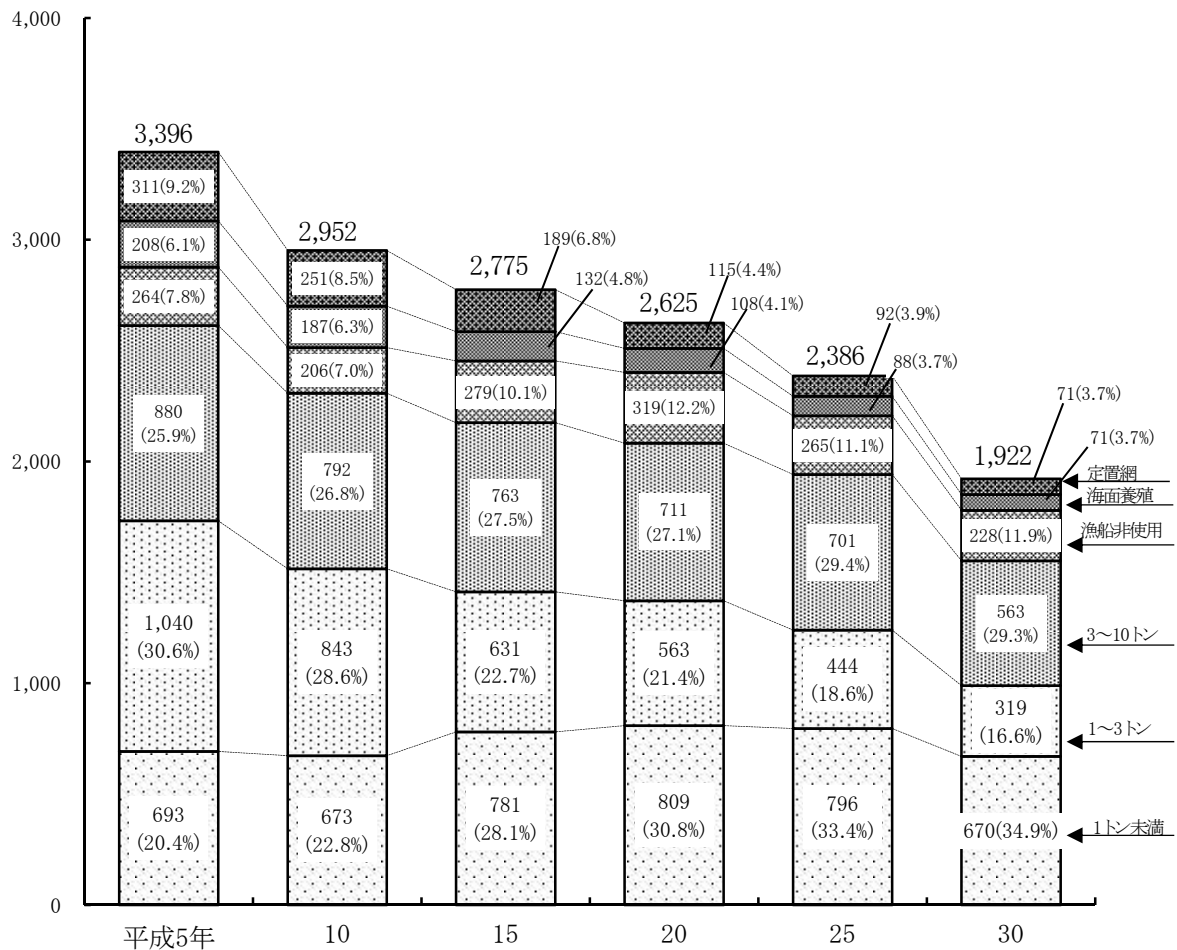


図4 中小漁業層経営体数の推移

(経営体)

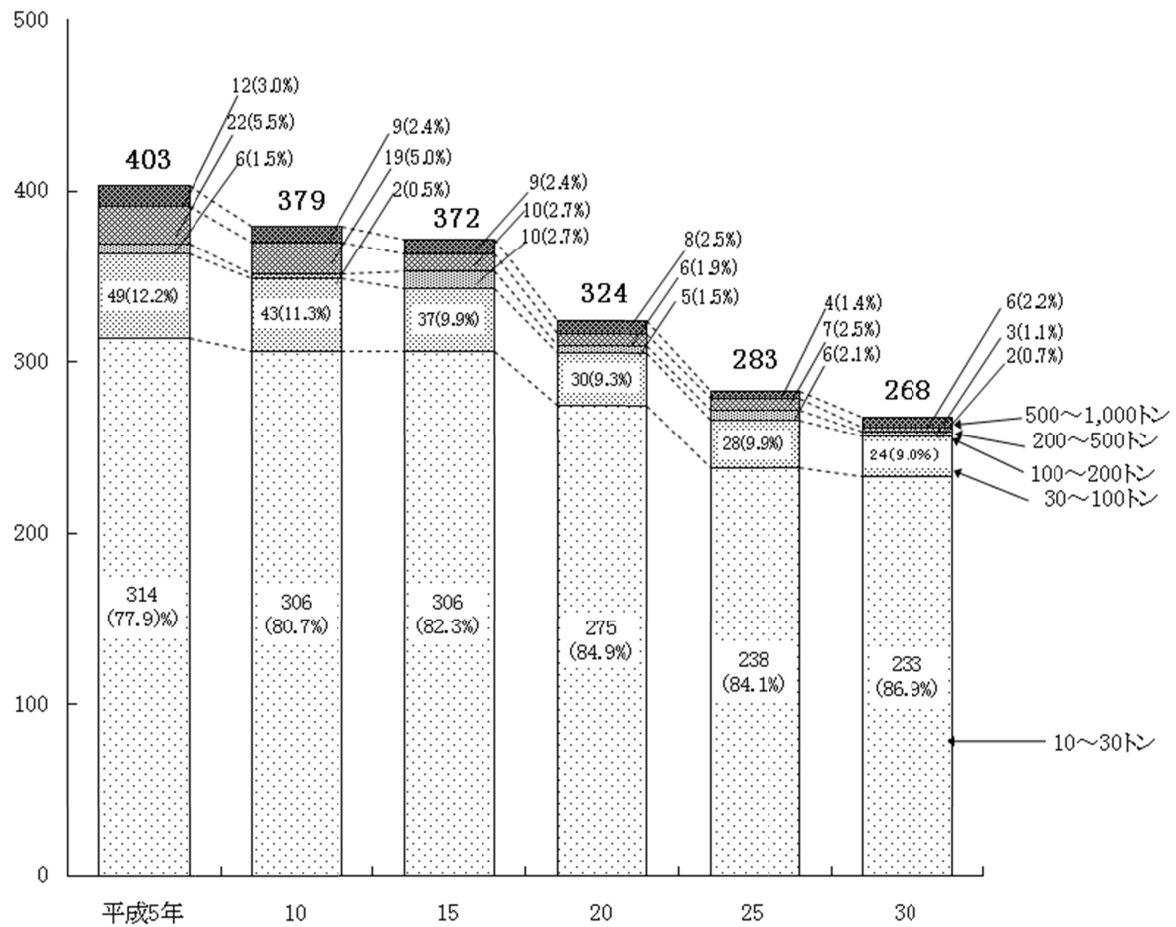
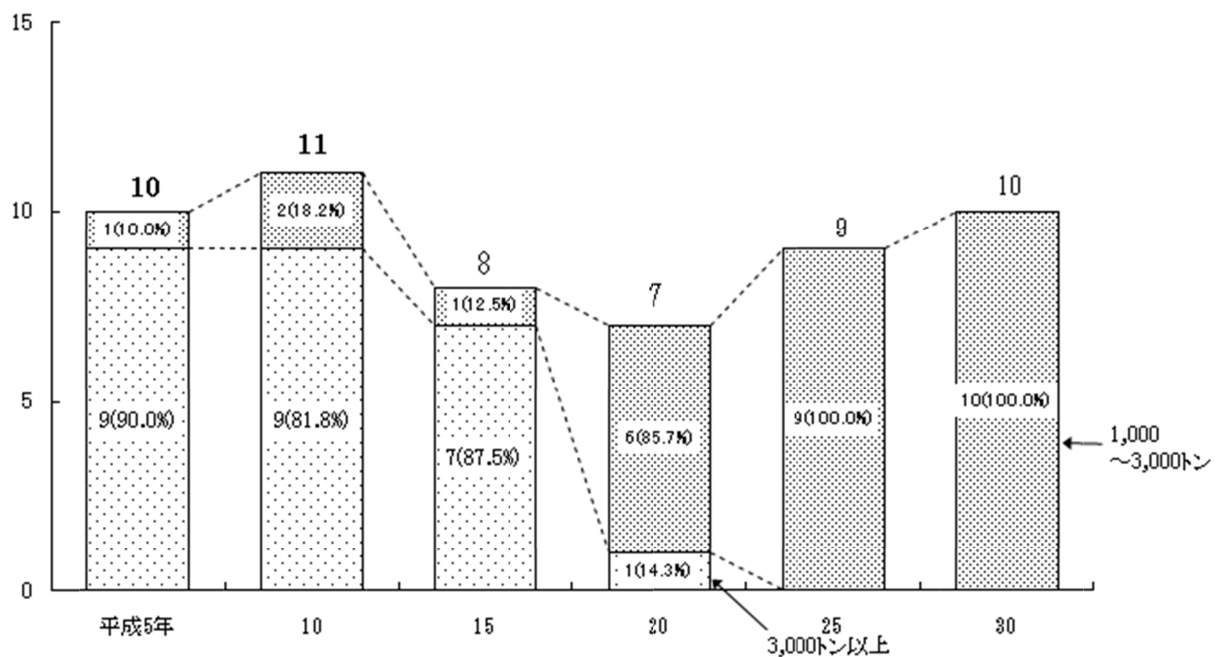


図5 大規模漁業層経営体数の推移

(経営体)



(4) 漁獲物・収穫物の出荷先

漁獲物・収穫物の出荷先をみると、「漁協の市場又は荷さばき所」に出荷した漁業経営体数は1,902 経営体（全漁業経営体数に占める割合 86.5%）で最も多く、次いで「漁協以外の卸売市場」が 338 経営体（同 15.4%）、「その他（外食産業を含む）」が 137 経営体（同 6.2%）の順となっている。（第4表）

第4表 漁獲物・収穫物の出荷先別漁業経営体数（複数回答）

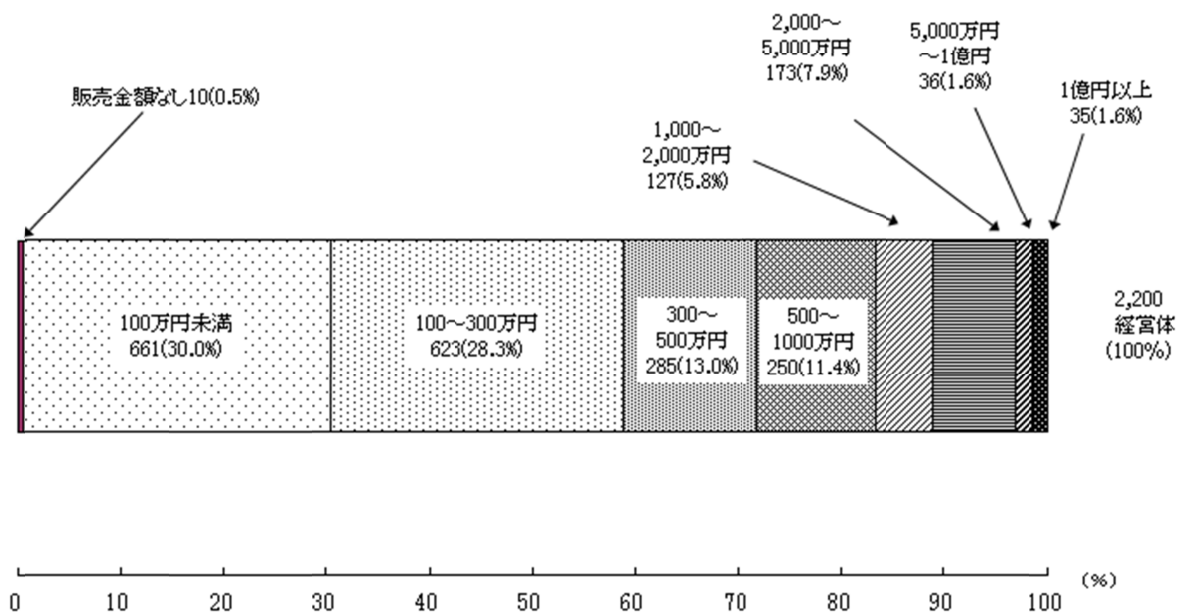
区 分	平成25年		30		対前回(30/25)	
	経営体	構成比	経営体	構成比	増減数	増減比
計（実数）	2,678	100.0	2,200	100.0	△ 478	△ 17.8
漁協の市場又は荷さばき所	2,347	87.6	1,902	86.5	△ 445	△ 19.0
漁協以外の卸売市場	346	12.9	338	15.4	△ 8	△ 2.3
流通業者・加工業者	81	3.0	93	4.2	12	14.8
小売業者・生協	107	4.0	86	3.9	△ 21	△ 19.6
消費者に直接販売	226	8.4	126	5.7	△ 100	△ 44.2
直売所（共同又は他者が運営）	12	0.4	11	0.5	△ 1	△ 8.3
自家販売	214	8.0	115	5.2	△ 99	△ 46.3
その他（外食産業を含む）	134	5.0	137	6.2	3	2.2

注：複数回答項目であるため、計と内訳は一致しない。

(5) 漁獲物・収穫物の販売金額

漁獲物・収穫物の販売金額をみると、「100 万円未満」の漁業経営体は 661 経営体（全漁業経営体数に占める割合 30.0%）で最も多く、ついで「100 万円～300 万円未満」が 623 経営体（同 28.3%）、「300 万円～500 万円未満」が 285 経営体（同 13.0%）となっている。（図6）

図6 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数と構成比



2 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数

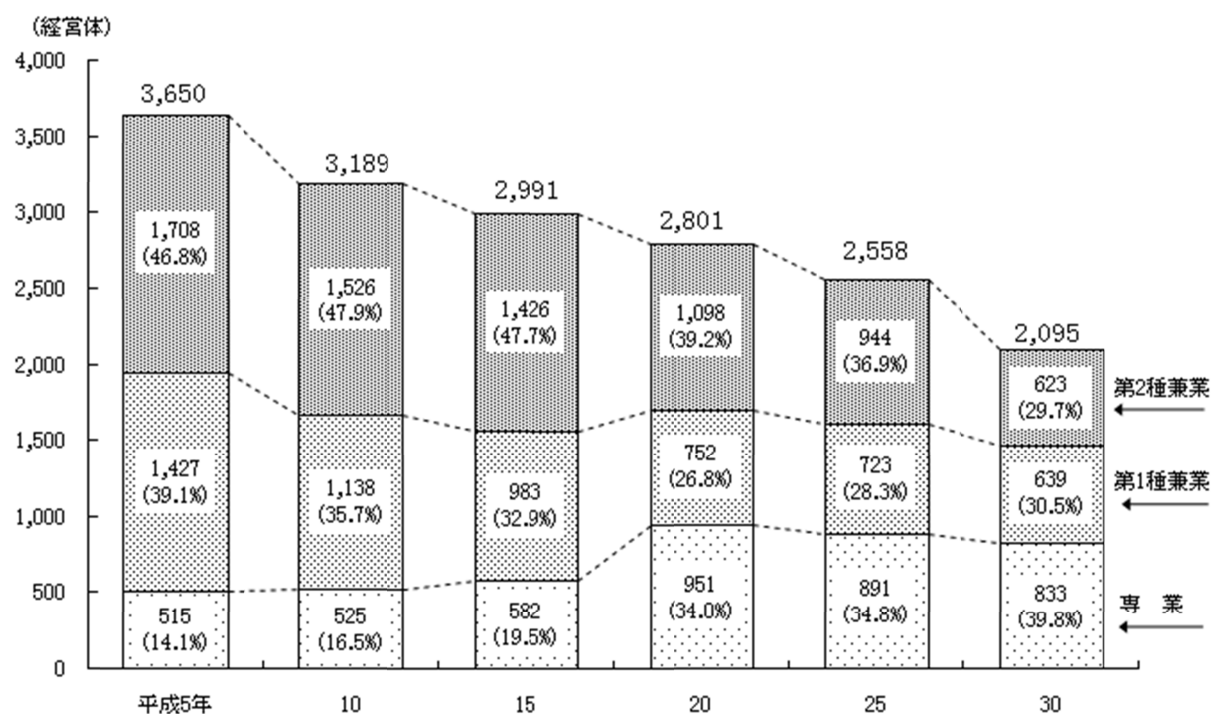
個人経営体（2,095 経営体）を専兼業別にみると、専業が 833 経営体（全個人経営体数に占める割合 39.8%）、第1種兼業が 639 経営体（同 30.5%）、第2種兼業が 623 経営体（同 29.7%）で、前回に比べ、それぞれ 6.5%、11.6%、34.0%減少した。（第5表、図7）

- ・ 専 業：過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合
- ・ 第1種兼業：過去1年間の収入が自営漁業以外からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入より多い場合
- ・ 第2種兼業：過去1年間の収入が自営漁業以外からもあり、かつ、それ以外の仕事からの収入が自営漁業からの収入より多い場合

第5表 専兼業別個人経営体数

専兼業	平成20年		25		30		対前回(30/25)	
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
総 数	2,801	100.0	2,558	100.0	2,095	100.0	△ 463	△ 18.1
専 業	951	34.0	891	34.8	833	39.8	△ 58	△ 6.5
兼 業	1,850	66.0	1,667	65.2	1,262	60.2	△ 405	△ 24.3
第1種兼業	752	26.8	723	28.3	639	30.5	△ 84	△ 11.6
第2種兼業	1,098	39.2	944	36.9	623	29.7	△ 321	△ 34.0

図7 専兼業別個人経営体数の推移



(2) 個人経営体の兼業状況

個人経営体の兼業状況をみると、兼業を行った経営体 1,262 経営体のうち、漁業以外の自営業を行った経営体は 737 経営体（全個人経営体数に占める割合 35.2%）、共同経営に出資従事した経営体は 24 経営体（同 1.1%）、雇われて仕事に従事した経営体は 611 経営体（同 29.2%）であった。

漁業以外の自営業のうち、その他を兼業した経営体が 280 経営体（同 13.4%）と最も多く、次いで、遊漁船業を兼業した経営体が 229 経営体（同 10.9%）、農業を兼業した経営体が 159 経営体（同 7.6%）、漁家民宿を兼業した経営体が 74 経営体（同 3.5%）あり、年間延べ宿泊者数は 45,342 人であった。（第 6 表）

第 6 表 兼業種類別個人経営体数と民宿延べ宿泊者数

区 分	平成30年	構成比	年間延べ宿泊者数(人)
	経営体	%	
個 人 経 営 体(実数)	2,095	100.0	
兼業経営体数(実数)	1,262	60.2	
自営業(実数)	737	35.2	
水産物の加工	32	1.5	
漁家民宿	74	3.5	45,342
漁家レストラン	28	1.3	
遊漁船業	229	10.9	
農業	159	7.6	
小売業	53	2.5	
その他の	280	13.4	
共同経営に出資従事	24	1.1	
雇われ(実数)	611	29.2	
漁業雇われ	331	15.8	
漁業以外の仕事に雇われ	337	16.1	

(3) 基幹的漁業従事者の性別、年齢別経営体数

基幹的漁業従事者を性別にみると、男子は 2,065 経営体（全個人経営体数に占める割合 98.6%）、女子は 28 経営体（同 1.3%）で、前回に比べそれぞれ 17.3%、53.3%減少した。

男子の年齢別構成割合をみると、65 歳以上の年齢階層の割合が 48.8%となり、前回に比べ 1.4 ポイント増加した。（第 7 表）

〔基幹的漁業従事者とは、満 15 歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。〕

第7表 基幹的漁業従事者の性別・年齢別個人経営体数

区 分	平成25年		30		対前回 (30/25)	
	経営体	構成比	経営体	構成比	増減数	増減率
計	2,558	100.0	2,095	100.0	△ 463	△ 18.1
海上作業従事者がいる	2,556	99.9	2,093	99.9	△ 463	△ 18.1
基幹的漁業従事者が男子	2,496	97.6	2,065	98.6	△ 431	△ 17.3
30歳未満	61	2.4	39	1.9	△ 22	△ 36.1
30歳以上35歳未満	80	3.1	68	3.2	△ 12	△ 15.0
35歳以上40歳未満	86	3.4	88	4.2	2	2.3
40歳以上45歳未満	121	4.7	95	4.5	△ 26	△ 21.5
45歳以上50歳未満	155	6.1	140	6.7	△ 15	△ 9.7
50歳以上55歳未満	203	7.9	172	8.2	△ 31	△ 15.3
55歳以上60歳未満	241	9.4	198	9.5	△ 43	△ 17.8
60歳以上65歳未満	337	13.2	242	11.6	△ 95	△ 28.2
65歳以上計	1,212	47.4	1,023	48.8	△ 189	△ 15.6
65歳以上70歳未満	360	14.1	307	14.7	△ 53	△ 14.7
70歳以上75歳未満	343	13.4	285	13.6	△ 58	△ 16.9
75歳以上	509	19.9	431	20.6	△ 78	△ 15.3
基幹的漁業従事者が女子	60	2.3	28	1.3	△ 32	△ 53.3
海上作業従事者がいない	2	0.1	2	0.1	0	0.0

(4) 自家漁業の後継者の有無別経営体数

自家漁業の後継者のいる個人経営体数は385経営体（全個人経営体数に占める割合18.4%）で、前回に比べ53経営体（16.0%）増加した。

後継者のいる個人経営体の割合を経営体階層別にみると、沿岸漁業層は14.7%、中小漁業層49.3%で、前回に比べそれぞれ4.7ポイント、5.5ポイント増加した。

また、個人経営体の大半を占める沿岸漁業層のうち、海面養殖業の後継者のいる個人経営体の割合は33.9%、漁船漁業等は14.1%で、前回に比べそれぞれ16.4ポイント、4.4ポイント増加した。（第8表）

後継者とは「満15歳以上で、過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の者であり、世帯員に限らず将来経営主になる予定の者を含む後継者とした。

第8表 後継者の有無別個人経営体数

区 分	平成25年			30			後継者あり経営体 対前回 (30/25)	
	経営体	うち後継者あり		経営体	うち後継者あり		増減数	増減率
		経営体数	割合		経営体数	割合		
計	2,558	332	13.0	2,095	385	18.4	53	16.0
沿岸漁業層	2,332	233	10.0	1,874	276	14.7	43	18.5
漁船漁業等	2,252	219	9.7	1,812	255	14.1	36	16.4
海面養殖	80	14	17.5	62	21	33.9	7	50.0
中小漁業層	226	99	43.8	221	109	49.3	10	10.1
大規模漁業層	-	-	-	-	-	-	-	-

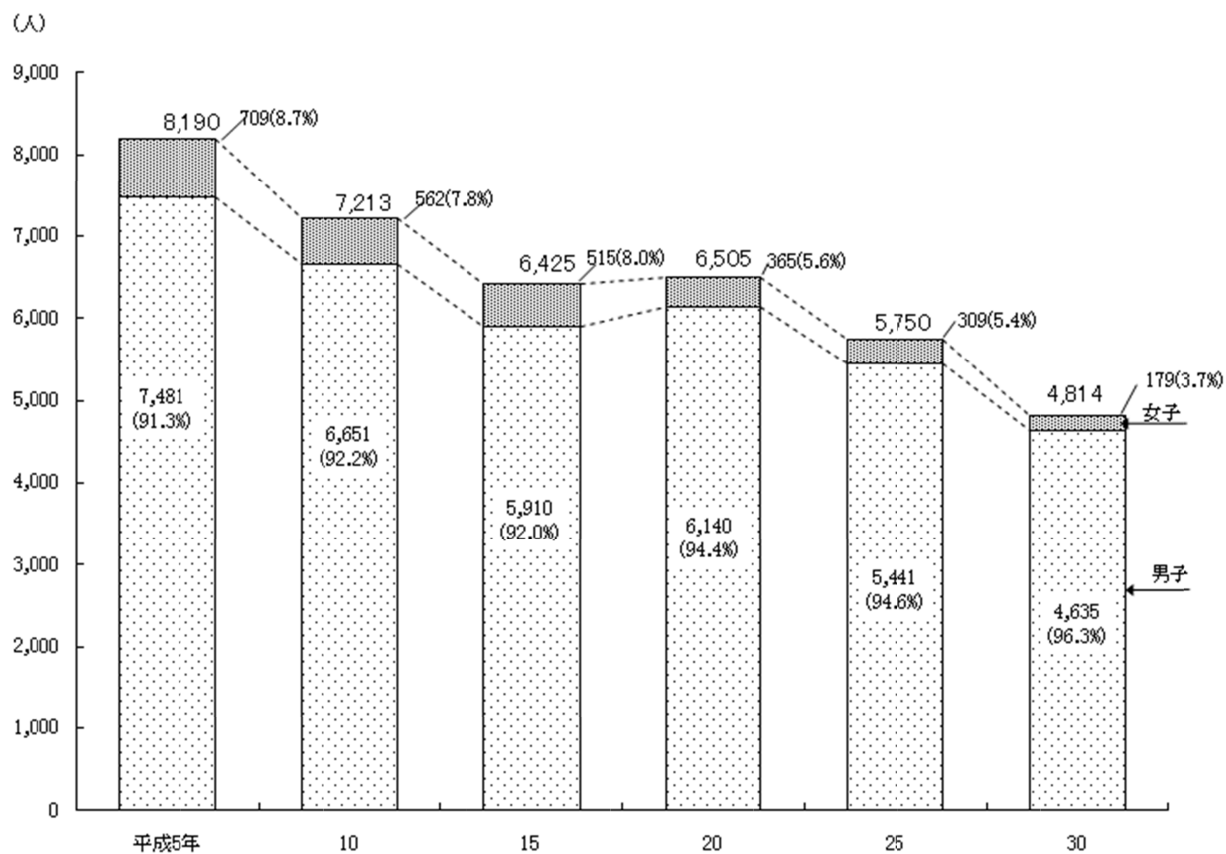
3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数は4,814人で、前回に比べ936人（16.3%）減少した。（図8）

〔漁業就業者とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。〕

図8 漁業就業者数の推移



(2) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事した人は2,073人で、前回に比べ628人(23.3%)減少した。

また、漁業従事役員は168人、漁業雇われ（漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事した者及び漁業従事役員以外の者）は2,573人であった。（第9表）

第9表 自営・雇われ別漁業就業者数

区 分	平成25年	30	構成比		対前回(30/25)	
			平成25年	30	増減数	増減率
	人	人	%	%	人	%
計	5,750	4,814	100.0	100.0	△ 936	△ 16.3
個人経営体の自家漁業のみ	2,701	2,073	47.0	43.1	△ 628	△ 23.3
漁業従事役員	...	168	-	3.5	△ 308	△ 10.1
漁業雇われ	3,049	2,573	53.0	53.4		

注：平成30年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値は「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいる。

また、平成25年値と平成30年値を比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で対前回増減数及び増減率を算出した。

「個人経営体の自家漁業のみ」とは、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。
「漁業従事役員」とは、団体経営における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。
「漁業雇われ」とは、漁業従事者のうち、上記以外の者をいう。

(3) 新規就業者数

新規就業者は96人で、うち個人経営体の自営漁業のみの者は14人であった。（第10表）

第10表 新規就業者数

区 分	平成25年		30		対前回(30/25)	
	新規就業者数	構成比(%)	新規就業者数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
計	52	100.0	96	100.0	44	84.6
個人経営体の自家漁業のみ	17	32.7	14	14.6	△ 3	△ 17.6
漁業雇われ	35	67.3	82	85.4	47	134.3

新規就業者とは、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、
①新たに漁業を始めた者
②他の仕事为主であったが漁業が主となった者、
③普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主となった者
のいずれかに該当する者をいう。
なお、「個人経営体の自家漁業のみ」については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

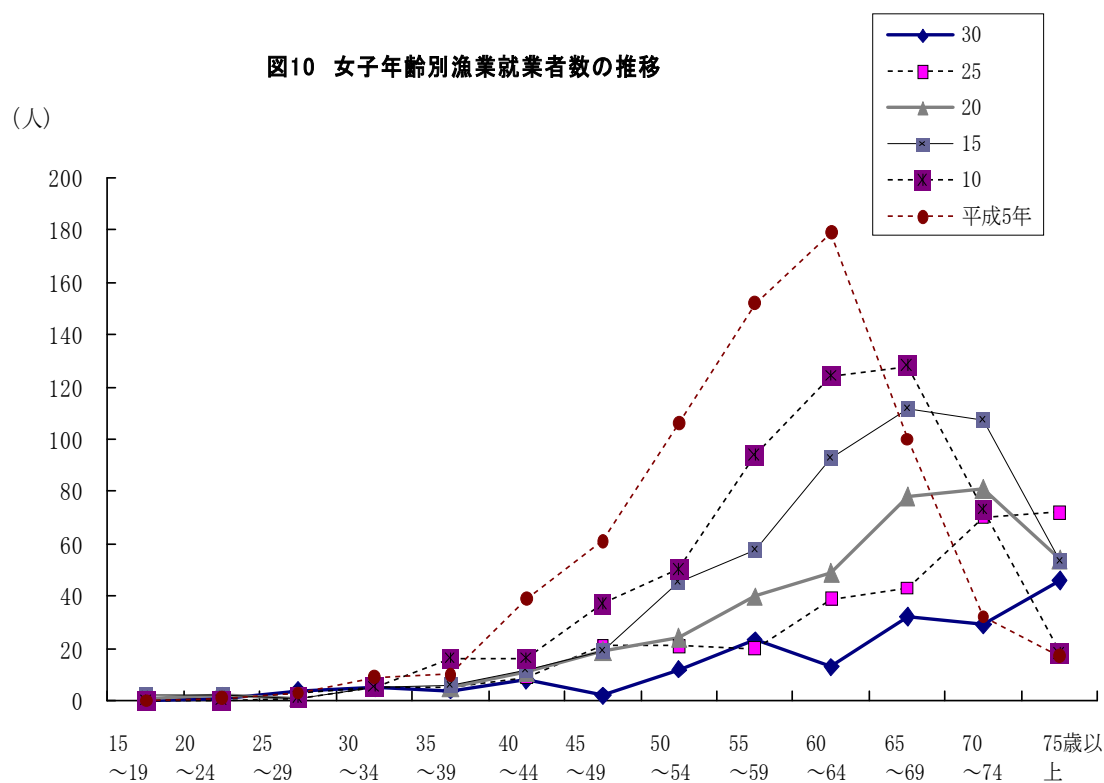
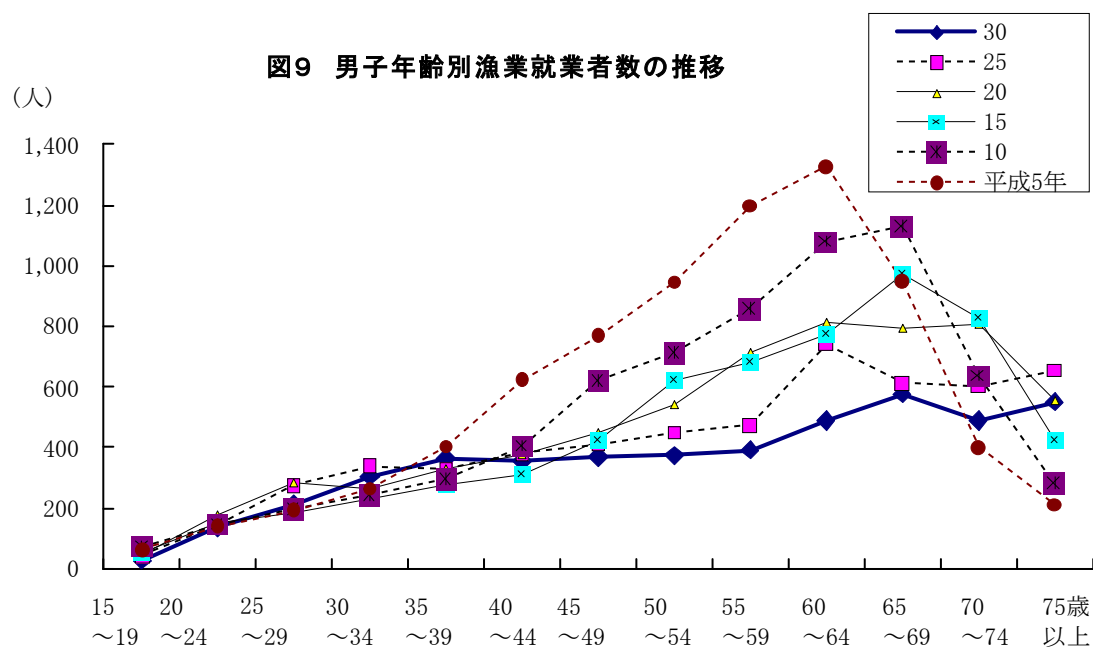
(4) 性別・年齢別漁業就業者数

漁業就業者数を性別にみると、男子は 4,635 人（全漁業就業者数に占める割合 96.3%）、女子は 179 人（同 3.7%）で、前回に比べそれぞれ 14.8%、42.1%減少した。

年齢階層別にみると、全漁業就業者数に占める男子の 65 歳以上就業者の割合は 33.5%で、前回に比べ 1.1 ポイント増加、女子は 2.2%で、前回に比べ 1.0 ポイント減少した。（第 11 表、図 9、図 10）

第 11 表 性別・年齢区分別漁業就業者数

区 分		平成 5 年	10	15	20	25		30		対前回 (30/25)	
							構成比		構成比	増減数	増減率
合 計		人	人	人	人	人	%	人	%	人	%
計		8,190	7,213	6,425	6,505	5,750	100.0	4,814	100.0	△ 936	△ 16.3
男	計	7,481	6,651	5,910	6,140	5,441	94.6	4,635	96.3	△ 806	△ 14.8
	15～19歳	63	70	52	45	42	0.7	27	0.6	△ 15	△ 35.7
	20～24歳	140	143	149	179	144	2.5	138	2.9	△ 6	△ 4.2
	25～29歳	192	194	182	281	275	4.8	211	4.4	△ 64	△ 23.3
	30～34歳	264	242	232	264	338	5.9	305	6.3	△ 33	△ 9.8
	35～39歳	403	294	276	329	328	5.7	364	7.6	36	11.0
	40～44歳	623	402	311	377	380	6.6	353	7.3	△ 27	△ 7.1
	45～49歳	768	619	425	451	408	7.1	369	7.7	△ 39	△ 9.6
	50～54歳	946	711	618	539	449	7.8	374	7.8	△ 75	△ 16.7
	55～59歳	1,197	857	678	713	472	8.2	391	8.1	△ 81	△ 17.2
	60～64歳	1,327	1,077	770	811	740	12.9	489	10.2	△ 251	△ 33.9
	65歳以上計	1,558	2,042	2,217	2,151	1,865	32.4	1,614	33.5	△ 251	△ 13.5
子	65～69歳	948	1,129	969	791	611	10.6	577	12.0	△ 34	△ 5.6
	70～74歳	401	634	823	808	600	10.4	488	10.1	△ 112	△ 18.7
	75歳以上	209	279	425	552	654	11.4	549	11.4	△ 105	△ 16.1
	計	709	562	515	365	309	5.4	179	3.7	△ 130	△ 42.1
	15～19歳	－	－	2	1	－	－	－	－	－	－
女	20～24歳	1	－	2	2	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	25～29歳	3	1	1	1	3	0.1	4	0.1	1	33.3
	30～34歳	9	5	5	－	5	0.1	5	0.1	0	0.0
	35～39歳	10	16	6	5	5	0.1	4	0.1	△ 1	△ 20.0
	40～44歳	39	16	12	11	9	0.2	8	0.2	△ 1	△ 11.1
	45～49歳	61	37	19	19	21	0.4	2	0.0	△ 19	△ 90.5
	50～54歳	106	50	45	24	21	0.4	12	0.2	△ 9	△ 42.9
	55～59歳	152	94	58	40	20	0.3	23	0.5	3	15.0
	60～64歳	179	124	93	49	39	0.7	13	0.3	△ 26	△ 66.7
	65歳以上計	149	219	272	213	185	3.2	107	2.2	△ 78	△ 42.2
	65～69歳	100	128	112	78	43	0.7	32	0.7	△ 11	△ 25.6
	70～74歳	32	73	107	81	70	1.2	29	0.6	△ 41	△ 58.6
	75歳以上	17	18	53	54	72	1.3	46	1.0	△ 26	△ 36.1



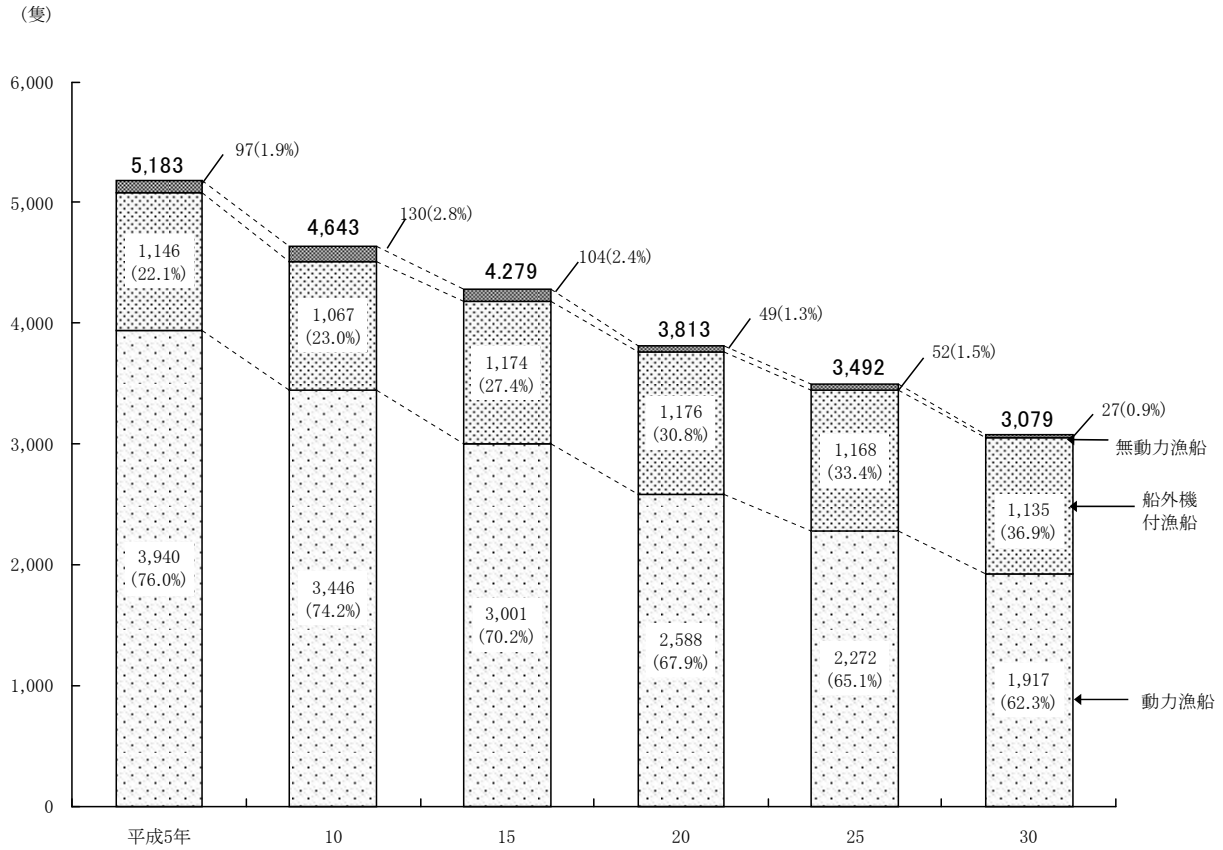
4 漁船

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は3,079隻で、前回に比べ413隻(11.8%)減少した。

漁船隻数を規模別にみると、無動力漁船が27隻(全漁船隻数に占める割合0.9%)、船外機付漁船が1,135隻(同36.9%)、動力漁船が1,917隻(同62.3%)で、前回に比べ無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船がそれぞれ48.1%、2.8%、15.6%減少した。

動力漁船をトン数規模別にみると、500～1,000トン未満の階層で増加し、それ以外の階層では減少した(図11、第12表)

図11 漁船隻数の推移



第12表 規模別漁船隻数

区 分		平成20年		25		30		対前回 (30/25)	
		構成比		構成比		構成比		増減数	増減率
		隻	%	隻	%	隻	%	隻	%
計		3,813	100.0	3,492	100.0	3,079	100.0	△ 413	△ 11.8
無動力漁船		49	1.3	52	1.5	27	0.9	△ 25	△ 48.1
船外機付漁船		1,176	30.8	1,168	33.4	1,135	36.9	△ 33	△ 2.8
動力漁船	計	2,588	67.9	2,272	65.1	1,917	62.3	△ 355	△ 15.6
	1トン未満	314	8.2	288	8.2	241	7.8	△ 47	△ 16.3
	1～3トン未満	736	19.3	587	16.8	438	14.2	△ 149	△ 25.4
	3～5トン未満	588	15.4	517	14.8	399	13.0	△ 118	△ 22.8
	5～10トン未満	725	19.0	661	18.9	641	20.8	△ 20	△ 3.0
	10～30トン未満	144	3.8	147	4.2	135	4.4	△ 12	△ 8.2
	30～100トン未満	18	0.5	16	0.5	9	0.3	△ 7	△ 43.8
	100～200トン未満	6	0.2	9	0.3	8	0.3	△ 1	△ 11.1
	200～500トン未満	57	1.5	45	1.3	40	1.3	△ 5	△ 11.1
	500～1,000トン未満	－	0.0	2	0.1	6	0.2	4	200.0

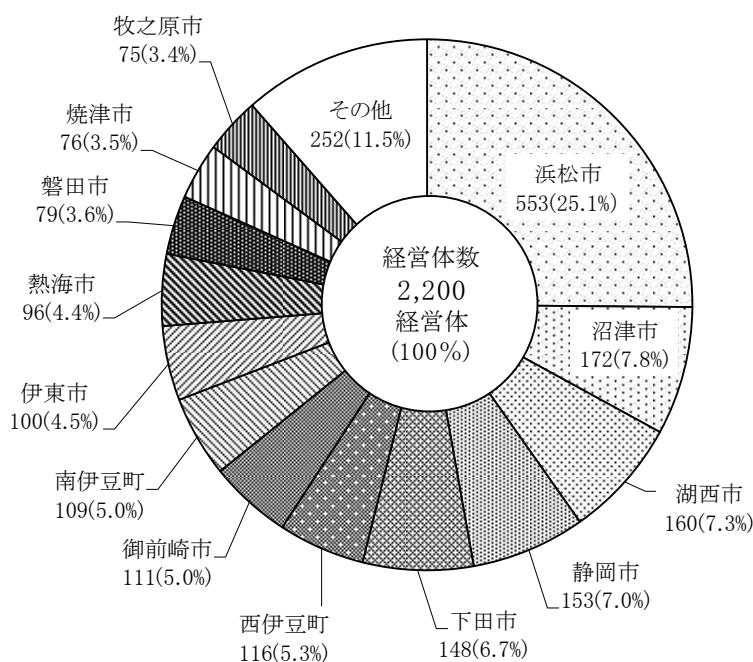
5 市町の状況

(1) 漁業経営体数

漁業経営体数は、浜松市が 553 経営体（全漁業経営体数に占める割合 25.1%）で最も多く、次いで、沼津市 172 経営体（同 7.8%）、湖西市 160 経営体（同 7.3%）、静岡市 153 経営体（同 7.0%）、下田市 148 経営体（同 6.7%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、掛川市（6 経営体、46.2%増）、御前崎市（11 経営体、11.0%増）、減少した主な市町は、袋井市（1 経営体、50.0%減）、下田市（73 経営体、33.0%減）、伊東市（46 経営体、31.5%減）となった。（図 12、第 13 表）

図 12 市町別漁業経営体数（構成比）

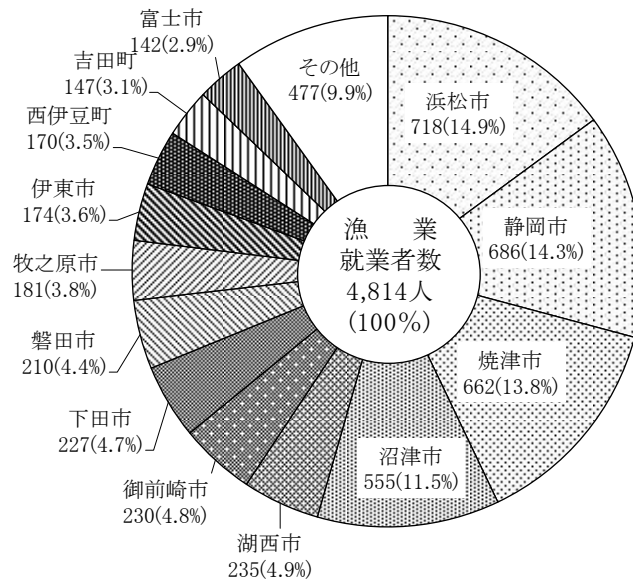


(2) 漁業就業者数

漁業就業者数は、浜松市が 718 人（全漁業就業者数に占める割合 14.9%）と最も多く、次いで、静岡市 686 人（同 14.3%）、焼津市 662 人（同 13.8%）、沼津市 555 人（同 11.5%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、焼津市（35 人、5.6%増）、御前崎市（7 人、3.1%増）、減少した主な市町は、東伊豆町（43 人、40.2%減）、伊豆市（26 人、36.6%減）、下田市（121 人、34.8%減）、南伊豆町（62 人、33.3%減）となった。（図 13、第 14 表）

図 13 市町別漁業就業者数（構成比）

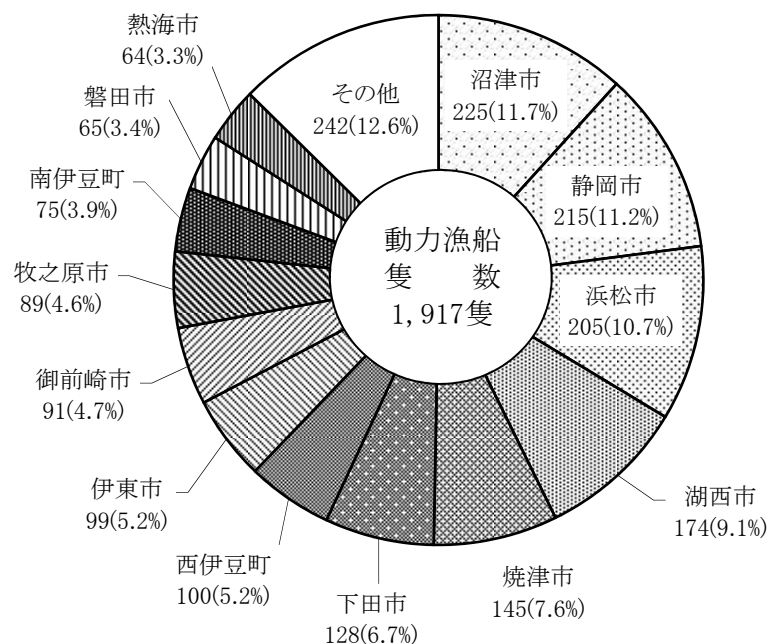


(3) 動力漁船隻数

動力漁船隻数は、沼津市が225隻（全漁船隻数に占める割合11.7%）で最も多く、次いで、静岡市215隻（同11.2%）、浜松市205隻（同10.7%）、湖西市174隻（同9.1%）、焼津市145隻（同7.6%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、焼津市（9隻、6.6%増）、牧之原市（4隻、4.7%増）、減少した主な市町は、東伊豆町（24隻、33.8%減）、松崎町（17隻、32.1%減）、富士市（22隻、31.4%減）となった。（図14、第15表）

図 14 市町別動力漁船隻数（構成比）



第13表 市町別漁業経営体数

市 町	漁 業 經 営 体 数				
	平成25年	30	対前回(30/25)		
			構成比	増減数	増減率
計	経営体 2,678	経営体 2,200	% 100.0	経営体 △ 478	% △ 17.8
静岡市	188	153	7.0	△ 35	△ 18.6
浜松市	625	553	25.1	△ 72	△ 11.5
沼津市	219	172	7.8	△ 47	△ 21.5
熱海市	101	96	4.4	△ 5	△ 5.0
伊東市	146	100	4.5	△ 46	△ 31.5
富士市	69	48	2.2	△ 21	△ 30.4
磐田市	102	79	3.6	△ 23	△ 22.5
焼津市	87	76	3.5	△ 11	△ 12.6
掛川市	13	19	0.9	6	46.2
袋井市	2	1	0.0	△ 1	△ 50.0
下田市	221	148	6.7	△ 73	△ 33.0
湖西市	183	160	7.3	△ 23	△ 12.6
伊豆市	56	39	1.8	△ 17	△ 30.4
御前崎市	100	111	5.0	11	11.0
牧之原市	87	75	3.4	△ 12	△ 13.8
東伊豆町	72	50	2.3	△ 22	△ 30.6
河津町	27	27	1.2	0	0.0
南伊豆町	149	109	5.0	△ 40	△ 26.8
松崎町	59	44	2.0	△ 15	△ 25.4
西伊豆町	142	116	5.3	△ 26	△ 18.3
吉田町	30	24	1.1	△ 6	△ 20.0

第14表 市町別漁業就業者数

市 町	漁 業 就 業 者 数				
	平成25年	30	対前回(30/25)		
			構成比	増減数	増減率
計	人 5,750	人 4,814	% 100.0	人 △ 936	% △ 16.3
静岡市	787	686	14.3	△ 101	△ 12.8
浜松市	828	718	14.9	△ 110	△ 13.3
沼津市	740	555	11.5	△ 185	△ 25.0
熱海市	179	128	2.7	△ 51	△ 28.5
伊東市	255	174	3.6	△ 81	△ 31.8
富士市	162	142	2.9	△ 20	△ 12.3
磐田市	230	210	4.4	△ 20	△ 8.7
焼津市	627	662	13.8	35	5.6
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	348	227	4.7	△ 121	△ 34.8
湖西市	275	235	4.9	△ 40	△ 14.5
伊豆市	71	45	0.9	△ 26	△ 36.6
御前崎市	223	230	4.8	7	3.1
牧之原市	187	181	3.8	△ 6	△ 3.2
東伊豆町	107	64	1.3	△ 43	△ 40.2
河津町	59	47	1.0	△ 12	△ 20.3
南伊豆町	186	124	2.6	△ 62	△ 33.3
松崎町	61	46	1.0	△ 15	△ 24.6
西伊豆町	213	170	3.5	△ 43	△ 20.2
吉田町	194	147	3.1	△ 47	△ 24.2

第 15 表 市町別動力漁船隻数

市 町	動 力 漁 船 隻 数				
	平成25年	30	対前回 (30/25)		
			構成比	増減数	増減率
計	隻 2,272	隻 1,917	% 100.0	隻 △ 355	% △ 15.6
静岡市	250	215	11.2	△ 35	△ 14.0
浜松市	234	205	10.7	△ 29	△ 12.4
沼津市	273	225	11.7	△ 48	△ 17.6
熱海市	80	64	3.3	△ 16	△ 20.0
伊東市	137	99	5.2	△ 38	△ 27.7
富士市	70	48	2.5	△ 22	△ 31.4
磐田市	66	65	3.4	△ 1	△ 1.5
焼津市	136	145	7.6	9	6.6
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	177	128	6.7	△ 49	△ 27.7
湖西市	203	174	9.1	△ 29	△ 14.3
伊豆市	21	19	1.0	△ 2	△ 9.5
御前崎市	103	91	4.7	△ 12	△ 11.7
牧之原市	85	89	4.6	4	4.7
東伊豆町	71	47	2.5	△ 24	△ 33.8
河津町	25	20	1.0	△ 5	△ 20.0
南伊豆町	104	75	3.9	△ 29	△ 27.9
松崎町	53	36	1.9	△ 17	△ 32.1
西伊豆町	108	100	5.2	△ 8	△ 7.4
吉田町	69	60	3.1	△ 9	△ 13.0